

[明石市長への要求書]

明石市労働組合連合会

自治体職場における会計年度任用職員等に関する統一要求書

貴職におかれましては、地方自治発展のため日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。

さて、各自治体において、行革・合理化や地方財政の逼迫などを要因として、民間委託や非正規化が進み、全国の自治体で恒常的に働く会計年度任用職員等は69万4千人（総務省調査2020年4月現在）で、自治労調査の2020年8月速報値でも全体の約4割を占めています。その職務は従来の補助的・臨時的業務にとどまることなく、正規職員の置き替えとして正規同様の業務を行う職員が急増しています。会計年度任用職員等は、今や公共サービスの提供に欠くことのできない存在ですが、その多くは年収200万円以下の「官製ワーキングプア」と言われる状況にあり、民間同様に社会問題になってきました。

2020年4月から施行された会計年度任用職員制度への移行は、曖昧だった任用根拠が明確になり、働き方改革関連法における「同一労働・同一賃金」の流れに則して正規との均等均衡した労働条件が確立されるものと取り組みを進めていました。しかし、現実には自治体当局の勝手な解釈により、法改正の趣旨とはかけ離れた制度運用となっています。

自治体で働く全ての会計年度任用職員等が安心して働き続けられるよう賃金・労働条件の確立を求め、以下の要求をまとめました。

貴職におかれましては、要求の趣旨をご理解頂き、誠意をもってご検討の上、11月2日までに下記の項目について文書での回答を要求します。

記

1. 恒常的業務に就く会計年度任用職員等の正規化をはかること。
2. 継続する会計年度任用職員等については次によること。
 - ① 雇止めを行わないこと。特に公募や人事評価を理由としないこと。
 - ② 人事評価制度は、公平・公正で透明性を担保し、人材育成に活用すること。
 - ③ 賃金・労働条件を正規職員との均等均衡を図ったものに改善すること。

- ④ 最低賃金改定に伴って、初任給基準を改善し、在職者調整を行うこと。
- ⑤ 一時金は、勤勉手当相当分を含めて支給すること。
- ⑥ 昇給上限は撤廃すること。
- ⑦ 勤務実態に応じた労働時間に改善すること。
- ⑧ 休暇制度は、正規職員と同様とすること。
- ⑨ 健康診断の実施など正規に準じて福利厚生 of 拡充を行うこと。

3. 上記を含む、賃金・労働条件等に関わる問題については、労使協議で決定し書面を締結すること。

以 上